

泉大臣と語る食品の安全

-国民の目線に立った食品安全行政を目指して-

平成20年1月26日(土) 14:00~16:10

群馬県庁2階 ビジターセンター

主催：食品安全委員会

午後2時 開会

(1) 開会

○小平 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「泉大臣と語る食品の安全―国民の目線に立った食品安全行政を目指して―」を開催致します。私、本日の進行を務めます、内閣府の食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の小平と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それではまずお配りしてある資料を確認させていただきたいと思います。封筒の中にくっつか資料が入っております。議事次第、次に座席表がございます。それから講演資料、あずま産直ネットさんの資料が入っております。更に、「この会に参加いただいた皆さまへ」ということでアンケートが入っております。

更に、「食品安全委員会2007」というパンフレットが入っております。それから、これはちょっと小さくなりますが、「科学の目で守る食品安全」というのと、子ども用のリーフレットがそれぞれ一つずつ入っております。それから、「食品安全のVol. 15」ということで季刊誌が入っております。それから、ピンクの紙になりますけれども、食品安全委員会からのお知らせということで「食品の安全ダイヤル」の番号と、裏には「食品安全Eメールマガジン」ということで、それぞれお知らせが入っております。

更に、食育の関係の資料がございます。また、私どもで募集しております食品安全モニターの募集のチラシが入っております。また、群馬県からの資料としまして、平成18年度版の「食品安全データブック」と、シンポジウム「家庭と地域のつながりで食育を広めよう」というチラシも入っております。もし足りない資料がございましたら、近くの係までお知らせいただければと思います。また、後でのお願いになりますが、アンケートが入っておりますので、ぜひ帰りにご記入いただきまして、出口の回収箱に入れていただければと思っております。

それでは今日の会議の進め方を説明させていただきたいと思います。議事次第をご覧ください。この後、大臣からご挨拶をいただいた後、食品安全委員会の委員長、見上彪から「新たな食品安全行政と食品安全委員会の取組」ということで講演を致します。10分ほど休憩をはさみまして、野村一正食品安全委員会委員をコーディネーターとしまして、消費者、生産者、事業者、そして県の関係の方をお迎えしまして、泉大臣、そして見上委員長も交えてパネルディスカッションを行ないまして、その後、今日お越しの会場の皆さまと意見交換を行ないたいと考えております。終わりが4時10分頃を予定しております。議事の円滑な進行にご協力をいただきますよう、お願いしたいと思います。なお、この会が終わりますまで、携帯電話につきましてはマナーモードにするか、あるいは電源をお切りくださいますようお願い致します。それから、今日はマスコミの方、また政府広報のカメラも入っております。参加される皆さまのお写真とか映像が配信とか報道される可能

性もございますが、あらかじめご了承くださいませと思っております。

(2) 開会挨拶

○小平 それでは開会にあたりまして、内閣府特命担当大臣食品安全担当の泉信也大臣よりご挨拶を申し上げます。

○泉大臣 食品担当を命じられております泉信也でございます。今日は冷たい空っ風の中ではございましたけれども、温かいお出迎えをいただき、またこんなにたくさんの皆さま方にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。

昨年は偽装の問題で、国民の多くの皆さま方のご心配をなさいましたし、また一方では食品に対する関心を嫌が上にも高めたという1年であったと思っています。不安を感じられた方もたくさんいらっしゃったと思います。そうした不安を一つでも取り除いていくというのが食品安全担当としての私の大きな仕事だと思っているところでございます。食というのはまさに命の源であります、しかし、場合によっては次の世代へも大変大きな影響を与えるという意味からは、単に生きているわれわれだけが抱える問題ではない。このような認識で取り組まさせていただいているところでございます。

食品安全行政の立て直しをはかるために、体制の一新をはかりましてから、ちょうど今年の7月で5年になります。この間に消費者の皆さん方にも責務を負って役割を果たしていただく、そして事業者、自治体、国がそれぞれ責務を果たしていくという中で、少しずつではございますが、食品安全に対する中身が濃くなってきていると認識をしているわけです。しかし、この問題はなかなか時代とともに複雑化、多様化しておりまして、これから更にいっそう取り組まなければならない事柄であると思っております。

今日お邪魔致しましたのは、この地元のご出身でいらっしゃる福田総理が私どもに、できるだけ国民の声を直接お聞きすると、そしてまた、政府の考え方を直接お話する、そうした機会を持つようにというご指示のもとで、この総理のお膝元で会を催させていただきました。今日の会合の開催にあたりましては、群馬県をはじめ、本当に多くの関係者の皆さま方のお力添えがあればこそでございます。せっかくでございますので、有意義な会にさせていただきますように、そしてわれわれに厳しいご叱声、またご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶と致します。ありがとうございました。

○小平 泉大臣、大変ありがとうございました。

(3) 講演

○小平 引き続きまして、食品安全委員会の委員長見上彪から「新たな食品安全行政と食品安全委員会の取組」ということで講演を行います。

○ 見上委員長

(スライド1)

ただ今ご紹介にあずかりました見上です。本日は「新たな食品安全行政と食品安全委員会の取組」ということで、約20分間お話をさせていただきます。

(スライド2)

最近、私たちを取り巻く食生活の状況はすごい勢いで変化しています。このスライドのコピーは皆さま方のお手元にあるのですが、左側が「食品流通の広域化と国際化の進展」と書いてありますが、2006年、今から2年前のわが国の食糧自給率が39%になってしまいました。カロリーベースですが、国産の食べ物で日本国民をまかなえる量がだいたい39%で、60%以上はここに書いてあるいろいろな国、外国に頼って輸入しています。これは食糧安保と申しまして、非常に大変な時代を迎えつつあります。意外と日本人というのは、戦後の食糧事情が非常に悪い時代を過ごした、われわれのジェネレーションは非常に危機感を持っているのですが、若い人たちはそういう意識がない、すなわち、自給率が下がっていることに対する危機感はまったくないし、また同時に、日本の経済が発展している状況では、日本の円で世界の食べ物を買いくるということも可能だったのですが、最近はいろいろな場所で買い負けしているんですね。そういうことを考えると、非常に状況が変化したということです。

もう一つは、ここに「新たな危害要因の出現」と書いてあるのですが、これは何かと言いますと、群馬県の方は特にBSEの発生したときに全国第3番目に出たということで、私も5年半ぐらい前ですか、群馬県の10ヶ所か15ヶ所ぐらい、短期間でBSEに関していろいろ説明して回ったことがありましたけれども、そのとき感じたことは、群馬県の皆さん方というのは食べ物に対して非常に熱心で、安全だとか、そういう面で非常に勉強もよくなさっているなと思いました。そういう食べ物でも新たな危害要因、ここに書いてあるBSE、異常プリオンだとか、O-157という大腸菌です。写真左側の棒状のは大腸菌の電子顕微鏡写真です。

それとか、遺伝子組換え等の新たな技術が非常に発展したということです。これは何かと言いますと、これは除草剤の影響を受けないダイズの畑です。要するに除草剤に抵抗性のダイズの品種をまきますと、その上で除草剤をやると、普通の雑草が生えないわけです。いわゆる省力化と言いますか、そういう遺伝子組換えのダイズは世界の約80%以上、特

にアメリカとかそういう国は組換えダイズです。ところが、そういう技術が進歩しているけれども、日本ではなかなかそれが人間の食べ物としては入りにくいような状況です。

もう一つは、一番右の下の分析技術が非常に向上したと。昔は例えば化学物質でも何でも、食品とか食材の中に含まれている物質は100万分の1ぐらい検出されたんです。ですけれども、最近の技術はものによっては1兆分の1の量を検出すると。そういう場合何があるかという、日本人というのはだいたい物事がシロかクロかはっきりしないと、どうも気持ち悪いというような方が多すぎて、1兆分の1でも見つかり、これは危険だというふうな考えを持っている方が大多数なんです。ところが、実際問題はどうかというと、100万分の1でも、その程度だったら殆どの場合には安全なんですけれども、そういうことを科学的に評価して、例えばの話ですけれども、ある農薬が検出される植物を一生涯食べ続けても人に害を与えないというようなものを、われわれ食品安全委員会で評価しているわけです。

(スライド3)

食品の安全に対する新しい考え方という、今お話したことですが、要するにどんな食品でも危害要因、これ英語でハザードと言うんですが、食品安全委員会は危険要因が存在するという前提です。存在するものを科学的に評価して、管理すべきときの考え方、これがいわゆるリスク分析手法です。この考え方は国際的に一般化されています。

(スライド4)

例えばどういうものかと。一つの例ですが、どんな食品も完全に安全とは言えません。一番左の上にソラニンと書いてあります。これはジャガイモを自分で畑で作った方はすぐわかるんですが、芋を土でしっかりカバーしないで、ちょっと芋が出ちゃうと青くなるわけです。これは、普通は料理するとき、その青いところをとれば安全なんです。ところが、一昨年の話ですが、東京と長野県の小学校で小さな子どもさんたちが畑でジャガイモを作ったと。秋になって収穫して食べようよというとき、先生がそういうことを知らないもので、そのまま茹でて食べさせちゃった。そして、やっぱりソラニンは毒ですから、腹痛や下痢を起こしたりした。幸いなるかな、人命には関わりなかったわけですけれども。そういうものは、料理したときに除去できます。

真ん中に書いてあるトマチンと言います。トマトで小さな上の方はミニトマトでなくて、野生のトマトです。トマトというのは昔、メキシコなどの中南米で採れたものですが、それがどんどん育種を重ねるにしたがって、含まれているトマチンの量が減っていった。これはまさに毒であるリスクが育種によって改良されていったという一つの例です。

それから、右上はキャッサバと書いてあるんですが、これは一種の芋です。東南アジアでよく食される芋ですが、これはまず水で切ったものをさらしまして、熱を加えることによって、青酸化合物が除去できる。昔の人は食べ物を自分たちで作って、動物の中の人間

としてずっと生き続けているわけですね。何百万年前からそういうのを学んできているわけですね。ですから、どんな食べ物も完全に安全とは言えませんというのは、そういうことなんです。例えば塩でも、ご存じのように食べ過ぎたら、塩でも死にますし、醤油だってそうですし、なかなか量の概念、要するに量によって違うのだという考え方が分かっただけで、もらえない。ですから、われわれ食品安全委員会がやるリスク評価というのは、そういうことを科学的にやるということで、健康に悪影響を及ぼすものを危害要因と言っています。

(スライド5)

例えばリスクというのを、一番下に書いてあるんですが、悪影響、ハザードが起こる確率と起きたときの被害の深刻さの程度なんです。例えば左側、これはO-157大腸菌ですが、ハザードに出会う機会、あるものによっては100分の1であったり、1000分の1であったり、100万分の1であったり、また2兆分の1であったり、いろいろあるわけですね。それと影響の程度、要するに起きたときの被害の深刻さを考え合わせたのがリスクと言います。ですから、食品安全委員会はリスク評価を行なう機関としてできたわけですね。

(スライド6)

ここに「食品のリスク分析手法の3つの要素」とありますが、左側にリスク評価、これは食品安全委員会が行なっているもので、食品中の危害物質が食べることによって健康影響評価はどうであるか。それを実施しているのがわれわれ食品安全委員会。われわれが科学的に分析したリスク評価の結果に基づきまして、農林省とか厚生労働省などの管理官庁が、例えば技術的にそれをコントロールすることが可能であるか、どれくらいお金がかかるか費用対効果を考え、なおかつ国民の感情も考えながら、使用基準、農薬だったら農薬の使用基準だとか、残留基準などを決定する。それで管理官庁と食品安全委員会とがいっしょになって、国民の皆さま方にいろいろな情報を提供したり、情報をいただいたりしてコミュニケーションをしていくというのが、われわれがリスク評価する上で重要な役目の一つですね。

(スライド7)

食品安全委員会はそういう背景がありまして、先ほど泉大臣からもお話がありましたように、今からほぼ4年半前の2003年7月1日に内閣府に設置されたものです。目的は国民の健康保護を最優先にして、食品安全行政にリスク分析手法を導入して、それで食品の安全に関するリスク評価を行なうという、独立した機関ですね。ですから、これからお話ししますが、従来は厚生労働省、または農林水産省で行なわれていた、いろいろなことを、特にリスク評価に関して食品安全委員会がやっているということですね。

(スライド8)

これは食品安全委員会が上の方に書いてあります。これを読んでいただければわかるのですが、左側の厚生労働省は食品衛生に関するリスク管理を行なう、農林水産省は農林水産物等に関するリスク管理を行なうというのが大きな役目でございます。先ほどもお話ししましたように、そういったものをリスクコミュニケーションを通じて、皆さま方と双方向で理解しあうというのも一つです。われわれの委員会に対して、この二つの省庁、厚生労働省、農林水産省が、例えば添加物でもよろしいし、例えばいわゆる健康食品でも構わないのですが、いろいろなもののリスク評価を要請してきます。それで、われわれの委員会の組織は後ほどお話ししますが、委員会の専門調査会において審議した結果を委員会が認可して、それを農水、または厚生労働省に答申すると、そういうスタイルでやっています。

(スライド9)

食品安全委員会の役割として、今、リスク評価のことばかりお話ししましたが、それ以外に、緊急時対応課というのがございまして、例えば大規模な食中毒が起きたような場合、国民に不安を起させないように、なるべく早い段階で農林省、厚生労働省といっしょに食品安全委員会がそういう情報を提供するという面において中心になっています。そういう時期が仮に不幸にして来たら、泉大臣、要するに食品安全委員会担当大臣がそれを仕切って、国民に知らせるといようなこと。それと先ほどお話ししたリスクコミュニケーションです。

(スライド10)

行なわれているリスク評価はどういうものがあるかという、全部で横断的な専門調査会が3つあります。それと、それぞれ分けて、ここに農薬、添加物、食中毒、BSE、遺伝子組換えなどの食品の安全性に関する評価を行なっていますが、全部で11あります。委員会は毎週木曜日のだいたい2時から公開で行なっています。ですから、群馬県の方々も木曜日の2時頃、たまたま東京に出て時間があったら、ぜひわれわれの委員会、公開でやっているものに出ていただければ幸いです。ただ、ディスカッションするテーマによって非常に混むときもありますので、電話を入れておいて、「今日出席したいんだけど」と言ってくだされれば、間違いなく入れるようになるシステムです。

(スライド11)

先ほどお話ししましたが、全部14の専門調査会の中で、企画と緊急時対応、リスクコミュニケーションという横断の3つの専門調査会と、全部で11の化学物質系グループの専門調査会、例えば農薬、添加物、生物系グループで微生物・ウイルス、これは食中毒等を扱っているもの、それからプリオン、BSEなどを扱っている専門調査会、それから新食

品グループで遺伝子組換えなど。延べ数で240人ぐらいの専門家の方々をお願いして行なっております。職員は全部で100人足らず。その中の57人が農水だとか厚生労働省から出向している方と、10人ぐらいは地方の方です。群馬県からも毎年1人出していただいています。そういう方々がやっています。

(スライド12)

これはどのような流れでリスク評価が来るかです。一番左のリスク管理から、「こうこういう農薬を評価してください」と言ったときに、まず委員会で受け取って、これは農薬だから農薬専門調査会にふろうよとか、いろいろあるわけです。それで11の専門調査会にふりまして、審議した結果を、普通パブリックコメントと言っているんですが、国民からの意見・情報の募集等やりまして、それで委員会に報告があって、それでお答えを一番右のリスク管理機関にお返しするというシステムでございます。

(スライド13)

これが一つの農薬をやる場合の例ですが、左上に書いてあるこれだけのファイルを専門調査会の先生方とか、食品安全委員会の事務の方々精査しまして、外国の農薬だったら英語が多いし、すごい量の勉強をしていただいてやるわけです。

(スライド14)

何をやったかという、これは今まで4年半の間に全部で農水、厚生から915来て、そのうち1月9日現在、580はもうすでにやりましたよという、そういうお話でございます。

(スライド15)

それ以外に、もうなんべんもお話しましたが、リスクコミュニケーションをやっているということで、いろいろなことをやっています。例えば意見交換会、テーマを絞った講演とか検討会、今日みたいなものも一つの方法ですが。それからリスク評価に対する意見をお聞きするとか。食品安全モニターが全国で470名毎年お願いしていますが、そういう方々にいろいろな情報を入れて、モニター会議をやるとか、ありとあらゆるツールを使いまして、国民とのコネクション、情報の相互のやりとりをやっております。「食の安全ダイヤル」はここに書いてある通りで、毎週月曜日から金曜日、10時～5時まで何か質問がございましたら、ご返事ができるようなシステムです。われわれの食品安全委員会の仕事でないような場合は紹介しまして、農水なり、厚生にお願いするというシステムです。

(スライド16)

これは緊急時における食品安全委員会の役割で、これは見ていただければ、先ほどお話

した通りです。このリスク管理機関のこういう官公庁も入りまして、何か起きたときに対応を要請したり、そこから情報を入れて、最終的に一般の人、右側ですが、リスクコミュニケーションを通じて、国民に周知するという事です。

(スライド17)

これからどういうことをやるか。これが最後のスライドですが、リスク評価審議を更に効率化する、新たな評価課題への対応、活動の国際化、国際連携をどんどんやっていきたい。日本の農薬をわれわれの委員会で評価したものを日本語から英文に直し、それを例えばニュージーランドとかオーストラリアのわれわれと同じような機関がそのデータをそのまま使って、日本産の農薬を許可するために評価するとか、そういうシステムになっております。

これで終わりたいと思います。何かございましたら、後ほど質問も受けたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○小平 見上委員長、大変ありがとうございました。

(4) パネルディスカッション

○小平 お待たせ致しました。これからパネルディスカッションと、その後、引き続きまして、会場の皆さまとの意見交換を行ないたいと思います。まずコーディネーター、そしてパネリストの方々をご紹介したいと思います。向かって一番左でございます。コーディネーターを務めます、野村一正食品安全委員会委員でございます。向かって左から三方目になります、内閣府の特命担当大臣食品安全担当の泉信也大臣でございます。大臣の左側でございますが、先ほど講演を致しました食品安全委員会委員長の見上彪委員長でございます。

そして、大臣の右側になりますが、自治体から群馬県食品安全会議事務局長の小澤邦寿様でございます。その右隣は有限会社あずま産直ネット代表、そして群馬県の農村生活アドバイザーもされております松村久子様でございます。その右でございますが、事業者のお立場ということで、群馬牛乳協業組合製造部長の下山尚志様でございます。そして右でございます、消費者のお立場ということで、群馬県の食品表示ウォッチャーもされていらっしゃいます、主婦の大沢和恵様でございます。

これからパネルディスカッションに入りますが、その後、引き続き会場の皆さまとの意見交換ということになります。意見交換になった際には、ご発言をしたい方は挙手をしていただき、係の者がマイクを持ってまいりますので、お名前と、できればご所属、そしてどなたにお伺いしたいかということも、あわせておっしゃっていただければと思います。それではパネルディスカッション、更に意見交換ということでコーディネートを野村委員にお願い致します。

○野村 本日は大臣に出席をいただきまして、皆さまの提言を直接大臣がお聞きし、必要によって大臣から直接皆さまに政府としての考え方を説明し、今後の政策に反映していくことを大きな狙いとしております。したがって、皆さまからぜひご提言についてご発言いただきたい。パネラーの皆さん、それからその後の意見交換会では会場の皆さまからも意見をお伺いしますので、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、ディスカッションに先立ちまして、本日出席いただいている各パネラーの方から、自己紹介を兼ねまして、現在の食品の安全に関する取組を紹介していただきたいということでございます。パネラーの皆さん、大変申し訳ありませんけれども、時間に制限がありますので、お一人3分ということですので、難しいかもしれませんが、よろしくお伺い致します。その前に泉大臣、始まるにあたって一言ご挨拶をお願いします。

○泉大臣 先ほどご挨拶を申し上げましたが、今日はこちらに伺う際にずいぶん畑が整備されておると、ずいぶんいろいろなものをお作りになっていると。これが群馬の桑やお蚕様から始まった歴史を思い出しながら伺ったところでございます。いろいろな野菜、

果物、そしてまた今日もお越しいただいておりますが、牛乳をわれわれの食卓に届けていただいている。それがぜひ安全であってほしい。こんな思いでございました。

私の役目は先ほど委員長からお話でございました、食品安全委員会が誰からも邪魔されず、本当に新しい知見にもとづいて、科学的に役割を果たしていただけるように、ある時は防波堤になり、ある時は委員長にお願いをしてと、こういう役割をもっておりますし、食に関する大きな事件が起きた時には、また内閣の一員として、どうやってこれに対処していくか、こんなことをやっていく役目でございます。今日は皆さん方のご意見を頂戴して、これからの行政に反映をさせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○野村 どうぞよろしく願います。それではパネラーの皆様、発言をいただきたいと思っております。まず、小澤さんからお願いしたいと思っております。

○小澤 私、群馬県の食品安全会議の事務局長を務めております小澤と申します。どうぞよろしく願います。

群馬県の取組を簡単にご紹介したいと思います。群馬県で食品安全会議という組織を平成14年度に設置をいたしました。今年度で丸6年ということになります。これは群馬県知事を議長とする部局横断型組織でございまして、生産から消費に至る食品安全の総合行政を推進するために設置をされたものでございます。平成15年には食品安全の専門検査機関であります、食品安全検査センターを設置し、また平成16年度には群馬県食品安全基本条例を制定し、17年度には食品安全基本計画を定めました。

そして、この食品安全会議を核と致しまして、このように整備されました安全確保体制の下に、現在は「安全の確保の施策を安心に結びつける取組」ということで、ここに重点を置きまして、リスクコミュニケーションなどに積極的に取り組んでまいりました。この部局横断型の取組の中から成果物と致しまして、総発行部数30万部を超えるベストセラーとなりました「食品表示ハンドブック」といったものも生まれております。来年度からその先3年間までの基本計画を現在策定中でございまして、次回の計画ではこれまでの安全・安心の取組に加えて、関係者との協働を大きなテーマに加えて、行政だけではなくて、県民全体で食品の安全性を確保し、安心できる食環境づくりをめざすことにしております。少し宣伝を交えましたけれども、簡単な自己紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

○野村 ありがとうございます。こういう分類はあまり私も好みではないのですが、小澤さんの方はあえて言えば行政分野ということでございます。今度は松村さんですが、生産者の分野からということをお願いしたいと思います。

○松村 伊勢崎市で野菜を栽培しております、あずま産直ねっとの松村久子と申します。

どうぞよろしくお願い致します。どんな野菜を作っているかと言いますと、ハウスで1.5ヘクタールほど、ブルームキュウリ、ミニトマト、大玉トマト、今年からイチゴも始めました。パイプハウスでは葉菜類、葉物類を作っております。

また、路地約8ヘクタールは殆ど冬野菜で、長ネギ、白菜、キャベツ、ブロッコリー、夏には露地ナスなどを栽培しております。すべての圃場で除草剤はいっさい使わずに、減農薬栽培をしています。どんな方法をとっているかと言いますと、連作をしない、また窒素過多にならないような肥料設計をしております。そして、天敵が住みやすいように、路地の場合ではナスなどは周りにソルゴーを撒いたりしております。ハウスの中では防虫ネットを張るなど。それと土壌消毒は太陽熱消毒をしております。そういったことで、全然農薬を使わないわけではありませんが、なるべく農薬を使わないように、日々かなり手間をかけてしております。

現在、25名くらい的人数で農業をしております。今、都会から農業をしたいという若者を受け入れておまして、その子たちの中で、既に4名ほどが自立いたしました。そのうち2名がもう出荷を始めており、私のところにも出荷をしてくれるようになりました。それは後継者対策というか、地域の遊休農地対策にもなるかなと思っております。

自分と致しましては、県の食品安全会議の委員をさせていただいたり、現在は食品安全・安心県民ネットワークの副会長もさせていただいております。

そして、体験学習の受け入れ、だいたい中学生なんですが、今年からは大人の会社ぐるみの体験学習も受け入れます。また、農業ビジネススクールの講師と、農場公開ということで、事前に連絡していただければいつでも農場を見ていただけるような対策をとっております。そして、美味しい、安全な野菜づくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○野村 ありがとうございます。それでは次に下山さん、事業者ということでお願い致します。

○下山 群馬乳業協業組合の下山でございます。名前の通りの牛乳屋でございます、牛乳というのは多くのお客様が殆ど毎日のお飲みになる食品でございます。私どもでは群馬県の学校給食用牛乳の45%強ぐらいをお届けさせていただいております。ご高齢者ですとか、年少の方がお飲みになる機会が多いということで、私どもとしてはやはり安全な製品を製造することが一番重要であろうというふうに考えています。製品の安全性というのは、一つは原料になる生乳の安全性、もう一つは製造工程の安全性でなり立っていると思っております。

その安全性の確保につきましては、HACCPという衛生管理システム、先ほど委員長からもお話がありましたけれども、リスクをきれなく抽出して、評価して、重点的に工程を管理していくという、そんなような考え方ですけども、そんなことで安全確保に努めて

おります。

一方、安心ということに関して言いますと、これは工場をご覧いただくというのが一番なのかなと思っています。そういった意味で、それは私どもにとっては大切なリスクコミュニケーションであると認識しております。昨今、食品業界というのはいろいろな不祥事がありまして、お客様の信頼を失う結果になっておりますけれども、私どもとしましては、コンプライアンス経営の徹底に努めていきたいと考えています。今日はいろいろな方からご意見を聞かせていただいて、勉強して帰りたいと思っていますので、よろしく願い致します。

○野村 ありがとうございます。最後になりましたが、消費者の分野から発言をいただきたいということで、大沢さん、よろしく願います。

○大沢 私は群馬県が食品表示ウォッチャー制度を発足させた、平成14年度からウォッチャーをさせていただいています。食品表示ウォッチャーとしての活動は買い物のついでに行なう表示のモニタリングが中心ですが、県が実施する試買検査に同行したり、その際に残留農薬検査の検体を選ばせていただいたり、産地見学に出かけて、生産者と交流ができたり、スーパーのバックヤードを見学させていただいたりという貴重な経験をいろいろさせていただきまして、活動は幅広いです。

食品ウォッチャーは監視の目がいつ、どこにあるかわからないという緊張をお店に与える存在だと認識しておりまして、お店が表示を正すことで、よりその中身に愛着を持って、責任をそれ以上もっていただければ、これが食の安全につながっていくのではないかと期待しております。

研修会とか講演会で生産者や販売者、消費者が意見を交換しあって、交流する機会もいろいろあるのですが、やはり様々な分野の方々と対話する大切さを最近余計に感じております。今日は勉強させていただきたいので、よろしく願い致します。

○野村 ありがとうございます。一通り紹介を兼ねましてご発言をいただきました。例えば関係者との協同・連携に努めている、あるいは消費者の対話を重視して生産に努力している、あるいは安全に努力すると同時に、消費者の信頼を得るために工場を見ていただくなどの努力を進めている、それから幅広く様々な人から話を聞いて活動を広めていく。皆さん、だいたいこのような、大変活発な活動を行なっているということがよくわかりました。大臣、これらの発言で何か一言ございますか。

○泉大臣 群馬県は先ほど小澤さんからお話がありましたように、食品の安全の問題に先駆的な役割をして果たしていただいているということで、私も今日お話を聞きするのを大変楽しみにしてまいりました。これから、まさに県民全体で取り組んでいきたい。

または食品表示のハンドブックが30万部もさばいておられることはすばらしいなと思いました。そして、それぞれの方々が食品の安全性について積極的に取り組んでおられるというお話がございました。

私は安心というところまで持っていくことは大変むずかしいことだろうと。安全はある意味では科学的な対応ができるかと思えますけれども、安心というのは主観的なところが非常に大きいものですから、このことをお二人の方が発言をされましたけれども、どうやってそこまで持っていくか。そのためには農場を見ていただくとか、現場を知っていただくとか、実際に農業の場所で参画をしていただく。そんなことも大変重要なことだと思ひまして、これからの議論を楽しみにさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○野村 安心の損なわれることの多い昨今ですけれども、ぜひ今日の対話を活かして、国民の安心が確保できる、そういう食品安全行政を心がけたいと、そのように思ひます。

それでは続きまして、本題に入りたいと思ひます。ここでまず、また同じ順番で申し訳ありませんけれども、各パネリストの皆さんから、食品安全行政の課題を、どうお考えになっているか。あるいは食品安全行政の進め方として、あるべき姿、政府に期待すること、こういったことを一人3分を目安に、小澤さんから順番にご発言いただきたいと思います。

○小澤 昨年から食品の表示の偽装ですとか、食品の安全性とか信頼が大きく揺らいだ事件が相次ぎまして、日本全体で食品の安全性が脅かされているという、そういう意識が広がっているように思ひますが、これは実は私は大変大きな間違いだというふうに思ひております。食品の安全性ということに関しまして、日本は世界で有数の安全性を誇っているということは、私自身が食品安全行政に携わっている痛感しているところであります。ただ、これが安心感につながっていないというところに非常に大きな問題があるというふうに日頃感じております。

ですから、皆さまにはあまり食品の安全ということに関して、実質的に危険が高まっているという、そういう認識は持っていただきたくないなというふうにお願いをしたいと思います。例えば、昨日から群馬県産のハウレン草に残留農薬の違反事例がございまして、本日付の地方新聞の記事によりますと、実はJAの新田というところの一農家がハウレン草の農薬の撒き方を間違えたということで、この農家が収穫した180キロのハウレン草を回収するという命令が出ました。ところが、実はこのJAが同種のハウレン草の生産農家全54戸の出荷分、約41トンをすべて自主回収して、自主廃棄するという、そういう決定を下したと。つまり、本来なら180キロで済む回収・廃棄が実は41トンに広がっているという、こういう実態がございまして。

これはどういうところで、どういう決定がされたかということについても、非常に興味のあるところなので、これはいわば研究事例としても非常におもしろいと思ひますが、

実はある特定の農家で農薬の使用の違反があったということは、これはトレーサビリティ、要するに生産履歴をたどって行って、ある種ピンポイントでつかまえているわけです。トレーサビリティというのは、原因がわかったら、その危ない農産物だけを取り除いて、他のものには累を及ぼさないということで、意味をなす制度なんですけど、実はこれが全然そういう方向で運用されていないということは残念であります。トレーサビリティというのはあくまでも被害を最小限度に抑えて、ほんとに危ないものだけを回収して、他の安全なものは流通させるということが主旨なんですけど、そここのところが大変誤解をされていて、同じ生産者団体のものはすべて廃棄をしないといけないというような誤った判断がなされると。こういった問題を取り上げましても、安心感というものをどうやって醸成して行って、そしてできるだけ被害が少ない、無駄な廃棄、大変大事な食料を無駄にしないような工夫というのをこれから考えなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○野村 大変重要な問題だと思います。先ほど申し上げるのを忘れたんですが、今もそうですが、いろいろお伺いしたいこと、討論したいテーマが出てきたと思うんですが、この会議の進め方をスムーズにするために、まず4人の方にすべて意見を聞いていきたいと思っております。その後、私が整理致しまして、一つひとつ問題を討議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは続きまして、お隣の松村さん、お願ひ致します。

○松村 私は生産者ですので、食品安全行政と言いますと、やはりポジティブリスト制ということになるかと思ひます。今、局長さんがおっしゃったように、ハウレン草のことで、夕べからいろいろな情報が入ってきまして。と言ひますのも、当社も、自社農場のものだけではなく、地域の信賴できる生産者さん達が栽培したものを受け入れ、販売しているという経緯もありまして。そんなに遠い距離ではありませんので、今回新田で起こった様なことが、一農家のことでありながらも、その産地全域が同じような目で見られてしまったり、産地だけに限らず、群馬県全体がそういったことに思われてしまうような現実があるんですね。

それでポジティブリストのお話をいろいろなところでさせていただくときに、「農家は劇的に変わりましたよ」というお話をいつもしていたんですけども、劇的に変われなかった方も——それが知らなくて変われなかった方もいるかも知れませんが、わかりませんが、道徳的に変われなかった方もいるかも知れませんが、そういった点ですごく今日は心を痛めていまして、今日のお話、どんなことをお話したらいいのかと思ひて出てきたのが、素直な気持ちです。

ですが、やはり科学的な見地から言うとなんなのでしょう。こうなりますと半月ぐらい出荷禁止になるんですね。それもいかなものかなというのが本当に心配していること

ろです。野菜を栽培するにあたりまして、今までになかったような病害虫が、温暖化にもなつてずいぶん出てきているんですね。かと言って、別に農薬が更にそれに効くものとか、品種でいろいろなものを改良してくれているのかと思いますけれども、非常に野菜は作りにくくなっているのが現状です。問題がちょっと逸れちゃうかも知れませんが、自給率とか輸入とかいったことを考えてみると、もっと作りやすくというか、作る側も食べる側もいろいろな場面で考えていかななくてはいけない時期なのかなとすごく思っております。ちょっとまとまらなかったんですが、今は殆どの農家の方はみんな大変努力をして、安全のために法をちゃんと守って栽培しているわけですが、こういった事件が起きてしまったことはすごく心を痛めているのが現状ですので、よろしくお願い致します。

○野村 松村さん、実際生産に携わっております、今の食品安全行政の課題、あるいはこうすべきだと言ったような点は日々思うことはございますか。今の問題ですと、ある意味では私はコミュニケーション不足という点も感じられるんですが、こうしてほしいといった考えはございますか。

○松村 農水省のことになってしまうのかもしれないですが、私は農薬ですごく不思議だなと思っていることがあります、農薬を散布してから収穫まで何日間かというのが、もしかして一番問題なことじゃないかなと私は思っているんですね。というのは、作物によっては1ヶ月しか栽培しない人もいますし、同じ作物で長い人は半年、9ヶ月同じ作物を作る場合もあるんですけれども、農薬のカウントは2回なら2回と決まっているんですね。それはちょっと現状にそぐわないなという点があります。

それとマイナー作物の農薬です。大玉トマトと中玉トマトは同じ農薬は使えて、ミニトマトは使えないんです。それがすごく不思議です。それでしたら倍率を高くするとか、あとは収穫までの日数を倍にするとか、三倍にするとか、農薬のことは全然専門的なことはわからないんですけれども、そういった方法がとればいいですね。人間の病気もいろいろな治療薬があるわけですから、この作物には治療薬があつて、こちらの作物には治療薬がないというのは不思議だなと思います。

あと、イチゴなんですけど、イチゴはすぐ口に入れるのに、イチゴを消毒するものってたくさんあるんですね。イチゴも洗うと思いますが、ミニトマトはだいたい洗って食べるものなのに、殆どないというのはとても不思議です。農薬会社も巨額のお金を使って、いろいろ研究してくださっていると思いますけれども、満遍なく、平均したお薬ができればありがたいなと思っています。

○野村 現場の状況に応じて対応できるような、例えば農薬で言えば、そういう行政なり開発なりということではございますか。ありがとうございました。続いて下山さん、お願い致します。

○下山 課題というよりも、全般的に行政へのお願いというふうに言った方がいいと思います。今、小澤様、松村様から、農産物の農薬の問題についてお話がありました。実は私どもも生乳という畜産物を扱っています。これを私どもの方で商品化し、広域に広がってしまうと、今回の問題とまったく同じことが起こる可能性があります。そこで一つ目のお願いです。私どもも安全のベースは一次産業にありますので、そのところの、原料を生産する方々の監視と指導をやはり強化・徹底していただきたいというのが一点でございます。

それから、こういった農薬等の検査が迅速に行なわれれば、その被害の拡大が最小限に食い止められるのだらうと思います。そういった意味で、そういった迅速な検査技術の開発に行政として援助、支援していただきたいというのが二点目でございます。それから、こういった問題が起こったときに、関連するところにすばやく連絡が行き届くような緊急連絡体制網を構築していただきたいというのがございます。そういうことによりまして、われわれメーカーとしても、不具合のあった商品を、市場から回収するというようなときに、迅速に対応することで、経済的な損失を最小限に抑え、もちろんお客様に不安を与えるような商品を市場に流通させないで済むということになり、リスクを回避できるのかなと思っています。

それから、リスクコミュニケーションのことに关しましてですが、見上委員長からもお話ありましたけれども、われわれメーカーだけではなくて、一般のお客様も科学的根拠にもとづいた判断をしていただけるように、行政の方には引き続きリスクコミュニケーションを引き続き、行政の方にはお願いしたいと思っております。以上でございます。

○野村 わかりました。ありがとうございました。それでは大沢さん、よろしく願います。

○大沢 バランスのよい報道がなかなか消費者に伝わっていないというのは、日々のニュースを見ていて感じます。これは行政の直接の課題ではないのかも知れないですが、先ほどのハウレン草の話もそうですけれども、そういう事件が起こると、ショッキングな部分だけがクローズアップされて報道されたり、悪い部分ばかりが話題になるので、どうしても次から次と起こっているような印象もありますし、その後どう改善されたかとか、どこが、どういけなかったのかということがわからないまま、食品の不安ばかりが煽られてしまっているように感じてしまいます。

先ほど小澤さんもおっしゃいましたけれども、何か起こると、全部回収して、破棄しちゃえば、「悪いものはもうない」みたいな風潮になっているような気がしています。日本は自給率が低いし、食材を輸入に頼っているのに、そんなに大量な食品を無駄にしているのかなと、ちょっと心配です。

かたや、そうやって農薬を悪者扱いみたいにしてあるかと思えば、テレビや雑誌で健康食品とかサプリメントに過剰な期待を抱かせるような情報が氾濫していて、魅力的な宣伝文句とか商法が目につきます。私の周囲にも健康食品は「健康」がつくんだから、食べれば健康になれるというふうに誤解をして、依存してしまっているような人がいたりして、すごくバランスが悪いようなかたちになっているなと思います。以前に県が主催してくださった、「健康食品を考える」という講演会に出席したことがあるんですけども、その場でリスクコミュニケーションの考え方をきちんと徹底して教えていただいて、それがすごくためになりました。そういうデータやリスク評価のデータなどもきちんと調べる気になれば公開されているんですけども、なかなか一般消費者がそこまでとり着いていないなという印象があるので、そういう場をたくさん設けていただきたいなと。消費者も口に入れるものは、ゼロリスクはないということを、もっときちんと考えていかなければいけないなと思います。

○野村 ありがとうございます。一通りご意見をいただきました。この中で、今の沢さんのお話もそうですけども、リスクコミュニケーションと言うんですか、コミュニケーション、対話、情報の開示というのは非常に大きなポイントになろうかと思います。もう一つは、小澤さんから問題提起のあったトレーサビリティの問題ですね、これも一つテーマかと思えます。それから松村さんから提示のあった農薬の開示とか規制の問題。それから下山さんからは農薬検査の迅速化、検査技術の開発、これはおそらく畜産問題でたぶんそういう問題意識をお持ちになったかと思えますけれども、そういうことがございました。もう一つは、最後にマスコミ報道の問題がございました。これは私、マスコミ出身でするので、まずここから片付けてしまいたいと思います。

皆様よくご存知の関西のある菓子のメーカーで賞味期限に問題があるという事件がありました。当初、これについては私は、ニュースとしてはそれほど大きく扱われないなと思ったんですね。私はかつて整理部というところにいましたが、もし整理部におったら、他に大きなニュースがあればこの件はニュースとして扱わないか、扱っても非常に小さく扱うというふうに思いました。ところがその後ろろろとそのメーカーからいろいろな問題が出てきてしまう。こういう状況がありました。

もし私が、整理部にいて、あの事件をニュースにしなかったら、後で社内でもかなり追及を受けるということになった。実はこういう構造があります。実は残念ながら、食をめぐる状況はマスコミがどうしても些細なことでもなんとかそれを扱っておかないといけないという状況になってしまっているということなんですね。よく火事の報道で、火事の報道は見逃すなといわれる。これは、もしかしたら死人がいるかもしれないということなんです。火事で死人がいると、相当大事になるわけです。その裏に事件臭さがかなりあることが多いからです。マスコミというのは、基本的にそういうマインドでニュースに向かい合うということがあります。

じゃあ、しょうがないのかというと、マスコミの側ももっと知るべきだというのが一つありますけれども、もう一つは食品安全委員会の役割もそうですし、そういういろいろなデータを見る機会、勉強する機会をつくっていくことが重要だと思います。それからマスコミはやっぱり起こったことを報道せざるを得ない。悪いことばかりと言いますが、悪いことをきちっと報道することが読者・消費者に情報を提供することになるという思いがございませう。そういう点があるので、やはりそういう報道が目につくということでございませう。

したがって、私としては一つは今の健康食品の問題がありましたけれども、記事についてはいつも読み解くことが必要だ。まったく鵜呑みにすべきではない。しかし、やはりマスコミから発信する情報は、食品の問題でももっともたくさんの情報を発信していると思います。したがって、無視すべきでもない。だから、私は報道、ニュースは鵜呑みにせず、無視せず、これを読み解くべきだと考えます。自分の自立した目でマスコミの報道を読むことが大事かなということを考えます。メディアの報道に対しては大臣も何かコメントございませうか。

○泉大臣 私が申し上げると、いろいろ問題が出てくるかもしれませんが、私はマスコミの一般論として、事実は伝えると、しかし、真実は伝えておるのかということを常に思っております。テレビでもそうですけれども、画面を見る。それは確かな事実ですけれども、それで全体像を本当に伝えたことになるのか。こんな思いをもってございませう、先ほどのハウレン草の話もわずか180キロの処理をきちっとやれば、それですべて他のハウレン草は安全なわけなんですね。ところが、41トンも廃棄する。どんなふうに廃棄するのか、私はわかりませうけれども、こんな無駄なことをやっておるわけですし、やはり事実を伝える以上に真実を伝えてほしいなと、こんな思いをもってございませう。マスコミの方、たくさんいらっしゃるの、ちょっと具合が悪うございませうけれども、一言申し上げてございませう。

○野村 マスコミの側に立って申し上げると、基本的に報道姿勢は真実を求めて、必要な事実をどんどん報道していく。しかし、確かに大臣のおっしゃる通りで、真実を見つけないというのは、これは科学の世界でもいっしょですが、なかなか大変な作業でございませうが、私も一応マスコミの先輩として心がけていきたいと思ひます。

今トレーサビリテイの話が出ましたので、その話題に移りたいのですが。せつかくトレーサビリテイが行なわれているのに、問題なのは180キロの野菜にもかかわらな、なんと41トンすべてが破棄された。まさにトレーサビリテイというのは、こういうことがないことのために、たくさんのお金と人手をかけてつくられていったと思うんですが。小澤さんの話をお聞きしていると、トレーサビリテイというものはどういふものなのか。いろいろな関係方面にあまり徹底されてないんじゃないかと、あるいは理解されてないんじゃないかと、

ないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○小澤 日本にこのトレーサビリティという考え方が導入されたときの最初の説明が、いかにも情緒的と言いますか、日本らしいところがございます、これは消費者から見て、生産者の顔が見えると。だから安心だと、こういうふうに取り取られてきているんですね。でも、トレーサビリティの本質は生産者の顔が見えるから安心だということではなくて、問題があれば、一番少ない犠牲と言いますか、そういう損害を最小限度に押さえることができる。例えばこのロットのものが危ないと思えば、そのロットだけを回収して廃棄すれば、あとは大丈夫だよという。先ほどの180キロの累が41トンに及ばないようにするということが、本来トレーサビリティの一番肝心の点なんです。そこが理解されずに、何か顔が見えれば安心だというような、きわめて情緒的なところへ説明が持って行かれちゃったというところが、まず最初のボタンの掛け違いなんじゃないかと思います。

このことに関して、例えば流通業の方、あるいはもちろん生産農家の方も多少そういうことがあるんでしょうが、消費者の方もきちんとした理解をされていないというところが問題です。それから、マスコミに関しましては、やはりこういう、例えばリスクコミュニケーションの集会などを催しますと、ある程度の方が来ていただいて、フェース・トゥー・フェースでお話ができます。フェース・トゥー・フェースでお話できれば、かなりのことは理解をしていただける。ただし、これを国民にフェース・トゥー・フェースで話しかけるといふわけにはいきません。ですから、そうなるとうしてもマスメディアの方にその残った部分をお願いをするというふうには行政としてはしたいんですが、メディアの方はやはり問題点を指摘するということにどうしても目が行きがちなので、ダメな点、ダメな点ということをお突いてこられるということで、行政が伝えたいことと、メディアが伝えたいところに齟齬が生じるという、そういったことがあるのではないかと思います。

○野村 ありがとうございます。大沢さん、先ほど大沢さんから回収と無駄という話が出ました。今のトレーサビリティについて何かご意見をお持ちですか。そういうことがあれば、大変無駄が減るんじゃないかなと思いますが、今の小澤さんの説明でも徹底していないようです。

○大沢 やはり先ほど小澤さんがおっしゃったように、どちらかというと、「生産者の顔が見えるから安心」という理解しか伝わっていないように思うので、そちらの「損害が起こったときに被害が最小限で済む」という部分をもっときちんと伝わっていないといかないと、お話を伺いながら感じました。

○野村 生産をなさっている松村さん、当初このトレーサビリティというのは、生産者

からも拒否反応があったような気もするんですが、現状ではどのような感じですか。

○松村 私のところはずっと減農薬栽培をしていましたので、トレーサビリティは、トレーサビリティが話題になる前からしていたんですね。どんな栽培方法で作れたかをすぐ提示でき、いつでも業者さんに提示出来るようにということを、だいぶ前からしていましたので、自分のまわりの人ではあまりそういうことに対して抵抗はないかと思えますけれども。

○野村 ありがとうございます。私はトレーサビリティというのは生産者や流通業者だけの問題でなくて、消費者の問題としてもっと広くそれを知ってもらおうということが大事だなと思うのです。今のお話の中でもそういうことが出てきていると思います。大臣、これについてはコメントございますか。

○泉大臣 この点に限ってだけ言えば、今もう各委員の方々がお話なさいましたように、正確に消費者の皆さん方にこの主旨を徹底させると。そういう意味ではご指摘がございました、私どもの一つの仕事のうちに入るのかどうか。基本的には厚生労働省なり、農林水産省、そういうところが前面に立つことだと思いますけれども、政策の一つひとつがなぜ打たれておるのかということ、消費者の皆さんにも知っていただかなければ、成果が上がらないということを痛切に反省致しました。

○野村 続きまして、松村さんから先ほど農薬の指摘がございました。食品安全委員会も農薬について、リスク評価という立場から深く関わっているわけですが、見上委員長、今の松村さんの話で問題がいくつか提案されました。出荷停止の問題など。リスク評価をする部門以外の分野も含まれていてむずかしいとは思いますが、今の問題についてどう対処できるか、あるいはどう考えるべきか、お話いただきたいと思います。

○見上委員長 まず、ポジティブリストというのがどうしてできたかという歴史的な背景ですが、それはそんな大昔の話じゃなくて、つい2年ぐらい前の話で、厚生労働省が導入したわけです。というのはポジティブリストを入れる前に、日本の農薬の使い方とか、いろいろなもの、それから先ほどもお話しましたけれども、外国からどんどん農産物が入ってきたときに、以前は二百数十種類の農薬だけが基準値がありまして、それを越したらその食べ物は送り返すなり、日本の国内だったら消費者の口に入らないようにするという主旨だったんですが、あまりにも輸入農作物が多くなって、結局は従来の方法だったら、そのリストに載ってない、250前後の農薬のリスト以外の農薬はフリーで入ってきちゃったわけです。

どんどん入ってきちゃったので、これは大変だということで、ポジティブリスト、全部

で800弱の農薬のリストができて、それでその一つひとつに対して、従来日本で使っていた農薬以外でも、外国、例えばこの農薬はアメリカで使っている、カナダで使っている、ヨーロッパで使っていると。そういう国から農産物が来たときに、やはり基準を決めておかないといけないということで、今、野村委員がおっしゃいましたように、食品安全委員会としては、農薬専門調査会の専門家を少し増やしまして、現在のところ、農薬専門調査会の中を5つのグループに分けて、すごい勢いで今評価を行っています。週に2回やることもあります。

でも、食品安全委員会ができてから、普通の農薬は3年間で30ぐらいしかできなかったものが、先ほどの表にも出しましたけれども、もう相当数こなしているという、そういう状況です。それがポジティブリストの状況です。その中で、例えばトマトの中玉、大玉にはいい農薬があるんだけど、ミニトマトにはない。これ、不思議だ。その通りだと思います。農薬というのは、要するに一つのAという農薬があったら、どういう植物かと、一つひとつ植物に対応してやっているんです。ですから、実を言うと、800弱の農薬に対して農作物が、例えば100あるとしたら、「×100倍」になっちゃうわけです。その中でも、一つひとつやる場合もあるし、そうでない場合もあるんですが。そういう意味で農薬の開発が遅れている面があるかもしれません。農薬を一つ開発するというのはすごいお金がかかるんです。何十億とかかって、それでどうかというと、人薬と違まして、そんなに売れないわけです。ですから、外国産の農薬を日本は買ってきてやるのか。日本はけっこういい技術を持っているんですけども、いろいろな縛りがありまして、なかなかいい農薬が開発できない。そういう状況だと思います。

ですから、それはある植物に対しては、もう少しお待ち下さいと、たぶん管理官庁はおっしゃると思いますけれども、われわれに関しましては、どんな農薬が出てきようと、食品安全委員会でADIと申しますけれども、1日摂取許容量を決めるわけです。こうこうこれだけの農薬が植物の中に残留していて、その植物を一生食べ続けても、人間に害を及ぼしませんよという量を決めるわけです。そうしますと、管理官庁がその量を判断して、日本人の平均、要するにどれだけ食べ物を食べるかという、国民栄養調査というのがあります。それで、例えばハウレン草でBという農薬を使うと仮定します。そしたら、ハウレン草の類の食べ物を全部集計しまして、これだけの量だったら大丈夫だというような、きわめて安全な量の残留で決めて、それが世の中に回っているわけです。

時々、今回の例みたいに、倍量があったということも、たぶん何かのミスで休薬期間みたいな、この農薬をやったら何日間置いておけば、代謝されて何でもないというのが、ちょっと早めに出したとか、その事情はよくわかりませんが、そういう事故が起きたんじゃないかなと、そのように理解しています。話が長くなって申し訳ございませんけども、そういうことです。

○野村 委員長からも話が出ましたが、専門調査会ですが、殆ど公開でございます。し

たがいまして、もし皆さん時間があつたら、ぜひ出かけていただいて、見ていただくと、このADIというものを決めるところでも大変な議論をしております。ぜひ注目していただきたいと思います。

続きまして、これも委員長にお伺いした方がいいかと思いますが、問題が起こったこれは具体的に言わないとなかなか説明しにくいんですが、牛乳の問題で、検査の迅速化という話が下山さんから出ましたけども、時間も迫っていますので簡単をお願いします。

○見上委員長 牛乳の問題でつい最近起きた問題というのは、ヨウネ病にかかったと疑われる牛から絞った牛乳の廃棄です。それからもう一つはブルセラにかかったと疑われる牛乳を廃棄したと。ブルセラの場合は損害が3億円ぐらいだと。ヨウネ病の場合は、計算の仕方によって、はっきりわからないんですが、とにかく何億円という、すごい損害を被ったと。ですけれども、結果的に擬陽性を更によく調べたら何でもなかったと、すなわち陰性だったということです。報道もそうでしたし、対応もいろいろあったと思うんですけども、要するに日本国内で売られている牛乳というのは滅菌消毒を必ずしているんです。ヨーロッパでは生の牛乳が売られていることもありますけども、日本ではたしか北海道の1軒の農家由来の牛乳がまさに生で飲める牛乳だと思います。他は全部殺菌しているんですけども、それが結果的に陰性だったということで残念だと。残念だという意味では、陰性でよかったんですけども、廃棄されたことが残念だと。

なぜこういう問題が起きたかという、最初検査したとき、いわゆる擬陽性と出たんです。その擬陽性が出てから、次の確認検査までの期間が長すぎた。だから、擬陽性が出てきたときは、なるべく早く検査して、白黒はっきりさせないと、国民に不安を与えるというところが一つの問題点ではなかったのかと思います。

○野村 わかりました。これは何人かの方々が出されたリスコミのテーマとも関連してくるんですが、科学的知見というものをできるだけ早く、きちっと国民に示すと。これが非常に大事なテーマであるということです。松村さん、下山さん、今のお話でいかがですか。

○下山 私がお願いしたかったのは、必ずしもその件だけではなくて、例えば実際に私どもが生乳中の危害物質と言われている抗生物質を検査するのに、公定法では5時間かかります。ところが、最近新しい技術が開発されて、15分から20分ぐらいで判定ができるようになりました。そうすると、どういうことができるかと言うと、これまでの検査法の場合、検査の判定まで原乳を受け入れないで、5時間も待たせておくということは不可能なわけですから、いったん受け入れてしまうわけですね。ところが、15分か20分で検査ができれば、その間、ローリーに待っていてもらって、陽性であればそのまま返却すればいいわけです。そうすると、抗生物質が混入した牛乳で工場のラインを汚染させるこ

とがない。ということは、商品に対してのリスクが限りなくゼロになっていくわけですね。そういった意味で、病気にかぎらず、化学物質ですとか、微生物ですとか、そういうものに対する検査技術の開発を支援していただきたいというのが、希望でございます。

○野村 わかりました。時間も来ましたようなので、パネルディスカッションをそろそろ終えたいと思いますが、最後に大臣、全体を通しまして感想なり、お考えがございましたらお願いします。

○泉大臣 どうもありがとうございました。生産側、そしてまた消費者側、行政の任にあたる方々から貴重なご意見をいただきました。最後に問題になった検査技術のスピードアップということは、どれほど安全の確保に意味があるかというようなこと、あるいは先ほど申し上げましたような、消費者に徹底したい事柄をご理解いただくための努力、これは私どものところでリスクコミュニケーションということでやらせていただいておりますし、多くのパンフレット等も出させていただいておりますけれども、なかなかまだ消費者の一人一人に届いていないかなど。そのことが、また不安をあおり立てているのではないか。こんな思いを持ったところでございます。パネリストの皆さん方、本当にありがとうございました。

○野村 ありがとうございました。

(5) 会場との意見交換

○野村 それでは大変お待たせ致しました。会場との意見交換に移らせていただきたいと思ひます。大変しつこいようでも申し訳ないのですが、今回の意見交換会は皆さまのご提言などを直接大臣がお聞きするとともに、大臣並びにわれわれからも考え方をご説明して、今後の政策に反映していこうと、こういう主旨でございますので、ぜひとも前向きなご提言なり、ご意見なりをお願いしたいと思ひます。それで、ご発言される方は挙手をしていただきます。私からお願いいたしますので、その場合にはお名前、それからできればご所属、それからパネラーのどなたに意見を聞きたいか、そういったことを言っていたきたいと思ひます。

小平さん、これは2分間というのはないんですか。

○小平 できるだけ手短にお願いできればということで。

○野村 いつもだいたい意見交換会という、2分間という規定がありまして、チーンという鐘なるので、これはえらい評判が悪いものですから、今日はないそうであります。ただ、できるだけたくさんの方に参加いただきたいと思ひますので、ご意見、質問はできるだけ手短にお願いしたいと思ひます。それではどうぞ挙手をしてください。

○□□ 時間の関係で素朴な質問を一つさせていただきます。私、前橋の新市内にいます○○と申します。昨年、群馬県から委託を受けまして、食品表示ウォッチャーをしております。まことに忙しいところ、お出でいただいて申し訳ないんですけども、泉大臣に一つお願いがございます。

今月18日の福田康夫内閣総理大臣の施政方針演説を聴いていましたら、本年度は必ず消費者並びに弱者を助けるために、消費庁とかなんとかという庁をつくるというご発言が福田総理からございました。今日いただきました、緊急事態における食品安全委員会の役割という、この図面を見ますと、厚生、農林水産、環境と書いてございますが、福田総理が発言するからには、水面下でもう消費庁なるものが完全にできるような準備がしてあるのかないか、そのへんを端的に教えてください。以上です。

○野村 大臣、よろしいですか。

○泉大臣 ○○さん、ありがとうございます。正直申し上げまして、総理の思ひはお聞きの通り、施政方針演説で出まして、消費者を大切にする、消費者の視点に立った物事で考えていこうということで、今、議論をしている最中で、消費庁になるのか、あるいは委員会になるのか、あるいは内閣府にございます今の国民生活局、これを強化するのか、

いろいろな一長一短を自民党の方でも議論をしている最中でありまして、このことについて、また〇〇さん、ご意見がございましたら、どうぞお寄せいただければ幸いです。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇野村 他にございますか。

〇〇〇 私は渋川の〇〇です。私もウォッチャーを平成14年よりやっております、その他、食育サポーターをやっております。

小澤さんにお聞きしたいのですが、先ほどの話では、総合行政をするためにやっているというようなことですが、市町村では、私の不勉強ですけど、行政はどうも動いてないんじゃないかと思っています。何か事故が起きると、保健所がちょっとあれするんですけど、われわれではなかなか話が通じないと。県の環境なんかは、県とか市、個人でいろいろ勉強してやっているわけですが、縦と横の連絡が今の食品では仲間と相談したいけども、だれがやっているかもマル秘でわからないということでもちょっと困っています。ということで、時々抜き取りで行くんですが、県の人となんとなく悪いことをしているようなことで、ウォッチャーやっているというのも内緒でやっているのも、なかなか食育とか、そのへんが生産者と消費者の間がうまくいかないんじゃないかと思っていますので、できれば行政の方でも市の代表とか、そういうものを選んでやった方がいいんじゃないかと思っていますので、そのへん、お願いします。

〇小澤 食品安全に関しては、たぶん市町村にはっきりした窓口がないんじゃないかと思います。ですから、食品安全に関しましては、群馬県内で発生したことにしましては、直接に食品安全会議の方に直にお持ちいただいた方が早いと思うんですね。おそらく市町村では食品安全を専門に担当している職員はいないと思いますので。保健福祉事務所に行ってくださいということもあるんですが、保健福祉事務所もいろいろな事業を所管しておりますので、やはり食品安全に関しては群馬県食品安全会議事務局にご相談をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

〇野村 小澤さん、今の問題で国への支援要請とか、ご要望とか、何かありますか。

〇小澤 一つはやはり国の施策というのはどうしても省庁間の縦割り行政といったもので、なにかもう一つ、国全体として統一した方向性が見えてこないところがありまして、そのへんが群馬県なんかは部局横断的に、食品安全に関しては食品安全会議が一括して所管するという体制になっています。農水省、厚労省、あるいは食品安全委員会とい

った、国の省庁にいろいろなお話を持っていくときに、多少もどかしい思いをすることがございます。

○野村 そういうことでございますので、大臣、またよろしく申し上げます。それでは他の方から。

○□□ 日本技術士会群馬県技術士会に所属しております技術士の○○と申します。部門は農業部門農芸化学です。いつも食品安全委員会からE-マガジンを毎週金曜日にいただいております、これ、非常に幅が広くて勉強になります。そういうものを見ている私たちは、食品は安全だ、安心だといつも思っているんですが、多くの消費者は先ほど大沢さんがおっしゃったようなことなんですね。メディアの影響が大きい。メディアと言っても新聞とかテレビとか、いろいろございますね。特にテレビだってNHKと民放といろいろあります。そういうふうなメディアですけれども、視聴率を上げるんだったら、当然危険情報ばかり出していくと思います。こういうことに対して、食品安全委員会があれだけ頑張ってやっていただいたり、大臣にやっていただいているのに、そっちばかりにメディアが行っちゃって、安心というのが、世論というか、見方としては変な方へ行っちゃっているのではないかと思います。新聞記事やなんかの突っ込みが激しいから、私たちが記者の突っ込みにはとても対応できないということもあるんですけれども、どうか行政というか、国としてメディアに対する対応というものを適切に今後行なっていけないものでしょうか。これをお願いしたいんです。

○野村 メディア対応は非常に大事だと思います。世論調査でも国民の多くがメディアから情報を得ているということになっています。私の問題意識としては、もっといろいろなルートから情報が入るようにならないと、先ほど申しましたように、報道を読み解くというのがなかなかむずかしいんですけれども。それから突っ込みが激しいということですが、私は経済部だったんですけれども、あまりそういう取材をした覚えはないんですが。別に新聞記者も普通はそれほど変な人じゃなくて、大変勉強熱心で正義感は一歩強いということはあると思います。ですから、私は取材していていつも思うのは、悪くないと思っているなら、そう言っていただければという気持ちは常にあります。

それから、視聴率というのはたしかに大事なことなんですが、これから先、危険なことばかりをどんどん報道していて、ほんとに視聴率が稼げるのかどうか。今でもですね。そういうような若干疑問はあるんですけど。ただ、それはそれとして、われわれ食品安全委員会としては、委員長の下でリスクの評価と並んで、こういうリスクコミュニケーションはどんどん高い位置を占めております。とりわけ、先ほど委員長が申したように、5年目を迎えて、リスクコミュニケーションがいかに重要かということは強く認識を持っておりますし、海外、特にヨーロッパが非常にリスクコミュニケーションでは進んでおります

ので、そういうところに学ぶようにということで、交流を進めております。

○泉大臣 ○○さん、ありがとうございます。先ほどメディアのことについて申し上げましたけれども、ちょっと逆のことを申し上げますと、おそらくメディアはわれわれに対して警鐘を鳴らしておるんだと。いろいろな意味で、先ほどは事実だけしか伝えない、真実を伝えてないというふうに申し上げましたけれども、注意喚起をしておると行政側の人間は受け止めるべきだというふうに思っております。

例えば原子力発電所の問題なんかはまったく周辺の方を含めて安心で安全であるはずなのに、何かちょっと水が漏れたとか、送水管の状況が肉厚が薄くなっているというようなことを必ず新聞、マスコミは取り上げるわけです。それを、変な言い方ですが、「この野郎」というふうに思うか、それともそういう注意喚起を常にさせていただいているというふうな受け止めるかというのは、大変重要なことだと思うんです。

私どもはそういう報道が正しく消費者の皆さん方に伝わるように期待は致します。ぜひとも本当にこのことが問題なんだと。先ほどのハウレン草もそうですし、福島県の牛乳のブルセラの話もそうですけども、きちんと伝えてほしいという思いは常にもっておりますけれども、指摘されたことをわれわれ行政はきちっと受け止め、そしてそのことを土台にしてリスクコミュニケーションの場で、また多くの方々に知っていただくという努力をすべきだろうというふうに思っております。今申し上げたように、なかなか素直に受け止められない、腹の立つことがたくさんございますけれども、そういうかたちでやっていきたいと思っております。

○野村 どうもありがとうございます。それでは時間も迫っていますが、次の質問の方、いらっしゃいますか。

○□□ 自己紹介しますと、言葉でわかるように群馬県民ではありません。他府県からやってまいりましたが、群馬県庁の皆さんは国民全体の奉仕者であって、群馬県の奉仕者ではないと。こんなことを言ったら、群馬県の皆さんに怒られそうですが。フリーターの物書きをやっている○○と申します。メディアの報道、実は報道陣の席に行けと言われたんですけども、一般の方として来場させてくれと断りました、受付で。今、私が書いている媒体ははっきり言って、マスコミなんて言える媒体ではありません。「週刊金曜日」であります。発行部数わずかで、こんなミニコミです、はっきり言って。

今日、私が何を持っているかという、これ、セブンイレブンのおでんなんですね。コンビニのおでんの賞味期限というのは皆さんご存じでしょうか。はっきり言って、後ろのマスコミ労働者の諸君も聞いておいてくださいよ。ここで大スクープ、たったの5時間なんですよ。5時間なのに、それを超える賞味期限で売っているんです。賞味期限たったの5時間ですよ。5時間ですけども、今日、これ前橋市内で朝早くから購入しましたとこ

ろ、これ、どう見ても食べたらヤバイのではないか。賞味期限切れのものばかり。しかも、コンビニ、しかもセブンイレブンジャパン本部は8時間ごとに洗浄しているから清潔感が保てるなんて言っていますが、そんなものナベの容器、8時間事に洗浄してる店なんか殆どありませんし。だいたい洗ったところで賞味期限が5時間、ものによっては3時間なんていうのは実はあります。これは明白な違法行為、不法行為であります。しかも、メディアのどうのこうのと言いましたけれども、こんなミニコミ以外、セブンイレブンなんていうコンビニ業界は大手スポンサーですので、取り上げるところはございません。他の「文春」や「新潮」のような雑誌も怖くて取り上げられない。販売ルートにしているから、コンビニを。コンビニ問題は取り上げられない。これが現実じゃないか、はっきり言って。

大臣に単刀直入にお伺い致します。政府、経団連の中で一角を占め、更に小渕経済戦略会議のときの、群馬県の小渕首相のときに経済戦略委員の一人であった鈴木敏文会長がトップであるセブンイレブンジャパンでありますけれども、このような不正を行なっているにもかかわらず、大臣、政財界の関係とかいろいろあるかと存じますけれども、お見逃しであるかどうか、ちゃんと調査すべきかどうか、お答え願います。

○泉大臣 ありがとうございます。5時間とおっしゃいましたか。そのことは私は知りませんでした。私も時々おでんを買いに行きますけれども、けっこう美味しいものを食べておるといふ思いがございます。

このことは一連の偽装事件等とはまた考え方の中で、今Gメンが出て調査をできるようにしております。ですから、ご指摘のように何か経済界とかなんとかとのつながりで、われわれ行政側が手を抜いておるといふようなことではなくて、これからまた取り上げられる課題かもしれません。ですから、どうぞ問題があると、ここは問題だよという、今のようなお話は、お住まいの県の然るべきところ、あるいは私どもの食品安全委員会の、

○□□ 大臣、何を言っておられるのですか。今、不正やっていると私が言ったじゃないですか。不正をやっているんですよ、セブンイレブンジャパン。経団連と喧嘩できますかという話です。経団連の副会長やった鈴木さんですよ。

○泉大臣 そういう方がどうであろうと、国民の食品の安全を守るといふことは大切なことですから、そんなことに振り回されるほど、行政は疎かではありません。きちんとやります。今回の偽装の問題等も、ある意味では国民の皆さん方に食べ物に対する関心を大変もっていただいたことでもありますし、もちろん偽装したのが一番悪いことは間違いありません。この偽装という事柄を通じて、国民が食に対する認識を新たにさせていただいた。また、われわれが忘れていっているのか、かつてもってあった自分自身で、この食べ物は安全かどうかという判断をもう今忘れておりますけれども、そういうことももう一回蘇らせる必要があるのではないかとというようなことまで、今回の偽装の問題は問題提起を

社会にしたと思っております。ですから、私が申し上げておりますのは、どうぞそういうご意見がございましたら、お届けをいただければ、きちんと対応を致してまいります。ご安心ください。

○野村 ありがとうございます。それでは次に移らせていただきます。他に質問のある方、ございますか。

○□□ コーポぐんまの〇〇と申します。先ほど大沢さんが言ったように、私たち生協の方でも、いろいろ食の安全とかもやっていますし、県の方ともやっています。そのところで、こういうところに出てくる方は食についてとても興味のある方とか、ちょっと意識の高い方が多いと思います。しかし、本当は私たちが教えなければいけないのは、そういう方にはもちろんアップしていくんですけども、もうちょっと全然わからない方、そして若い人とか、学生さんとか、そういう方たちにこれから食について考えてもらうとか、そういうような取組をしていったらいいなと思います。私たちも取り組んでおりますけれども、なかなか参加者はやっぱり現れません。どうしてかなと思っていると、やはりこういう学習会って難しいと。やっぱり認識がないとできないとか、そういうような考えでいます。そういうところではやはり先ほど小澤さんが言ったように、食の体験、トレーサビリティについてとか、賞味期限、消費期限もそうですけれども、そういうことについて普通の消費者はわからないです。いくらそういう雑誌でも、群馬県は本当に進んだ取り組みをしているけれども、普通の方は見ていないなと感じます。そういうところでは、やはり学校の中でもうちょっと学生に、小学校の教科書の中でもいいです、そういうところで職場体験を通してながら。

皆さん学習会には本当に出ないです。そういうところを入れながら、トレーサビリティってこういうことだよとか、そういうふうに若いお母さんたちに向かって、職場体験で出てくるんですね、顔の見えるって。そういうところを通じながら、少しずつその方たちにレベルアップしていくような、そんなような取り組みをしていけば、本当に普通の人が報道に惑わされない、そのようなことができてくるのかなというふうに思っております。ぜひそういう場を今まで以上に増やしていただく。そういうような取り組みを、群馬県は本当にやっているんですけど、今まで以上に小さい単位で、そしてリスクコミュニケーションというか、学習会というかたちでもいいと思います。そういうようなかたちで、参加した方を見ていると、自分の意見も言いたいんですね。だから対面みたいなの。そういう小さい感じの学習会をやって、出てくる方たちの意見を聞いて進んでいくとか、そういうようなのをこれから私たちは望んでいるし、していただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○泉大臣 ありがとうございます。ご指摘の教育の段階、ここは本当に重要だと思

ます。もうご承知のように、個食と言って一人で食べるとか、あるいは家族で食べても、面々向き向き、みんな内容が違ふとか、そういう家庭の食事の問題。それから、学校できちんとお教えをしていくのは重要だと思っています。そういうことも含めまして、私どもはこういう場を持たせていただいています。かつて非常に大々的にやって、何億円も使ったという問題のことがございましたけれども、あれを反省しまして、もう20人でも100人でもいいと。本当にこういう雰囲気の中での意見交換会をやるのではないかとということで、今日はこういう会を持たせていただきました。

正直申し上げまして、ウィークデーに私自身が出かけてくることは国会があつてできませんけれども、土日を厭わなければ、皆さん方にご迷惑をかけるかもしれません、こういう会を持たせていただくことは可能だと思いますので、積極的に委員の先生方といっしょに出かけてお話を伺うようにさせていただきたいと思います。どうぞ周辺の方々にも声をかけていただいて、おっしゃったように一般の方々はなかなか足が動かないと思うんです。ですから、ぜひ仲間の方々をお連れいただいて、耳を貸していただければと、これは私の方からお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

〇〇〇 せっかく大臣がいらっしゃっていますので、大臣にお願いですが、今日も食べることに對する安全というのは、相当科学的な知見というんでしょうか、見方で進んでいるんじゃないかなと思っています。私は群馬県桐生から出てきた〇〇と申します。一般消費者として、食品安全に関してはモグラ叩きのような感じがするなと思います。けっこうこの範囲というのは広い範囲で、たぶん大臣も頭を悩まされていることではないかと思うんですけれども。

今日、私が提案したいのは、今ある食品安全委員会も大変立派な仕事をおやりになっているんじゃないかと思っております。リスクコミュニケーションも非常に大切だということもよく理解できます。そして、今日の会合もすばらしいなと思っておりますけれども、やはり食品安全基本法の理念というんでしょうか、各事業者だとか、行政だとか、消費者、このへんが各々負うべき責務というのがあると思うんです。そういった面の自覚が少し足りないと言いましょか、やはりコミュニケーションもいいんですけれども、そういった自覚を促すような規範をもうちょっとリスクコミュニケーションなり何なりで進めていかれたらどうかな、と思っております。そういう意味で内閣府の中に、先ほど内閣総理大臣のお話がありましたけれども、消費者の目線に立ったかたちでの施策のとりまとめと実行が大変大切であり、またせっかく今いい組織がある、というふうに思っておりますけれども、これを活かすことが大切ではないかと思っております。ぜひ内閣府の中に各々の責任の自立ができる規範をつくっていただきたいなと思っております。以上です。

〇野村 ありがとうございます。大臣のコメントをいただきましょうか。

○泉大臣 ありがとうございます。食品安全基本法の中に事業者、自治体、国の責務が書いてあるのと同時に、消費者の役割というのも書いてございますように、ご指摘がございました、消費者自身にも知識と理解を深めてほしいと、そして意見を表明するように努めていただきたい、安全性の確保に積極的な役割を果たしてほしいというふうに書いてございます。そういう役割を果たしていただける、土俵に上がっていただく努力をわれわれはもっとやらなきゃならないんだと。そういう意味でご提案をいただきましたようなことについて、また総理が考えておられます仕組みの中にそういうのを持ち込んでいくのか、また私どもの守備範囲の中で更に徹底させるのかということは、これから少し議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○野村 ぜひよろしくお願ひします。これで最後になります。すみません、時間をオーバーしてしまいましたので。

○□□ 前橋の〇〇と申します。食品表示ウォッチャーをさせていただいております。報道機関、今日たくさんお見えになっていますけども、誰しもそうですけども、報道機関を通じて、いろいろいいことを国民に知らせるといふようなことを普通は考えるんですけども、ただで使うことを考えるのでなくて、自腹を切って、テレビを買い切って、この番組は私ども委員会がやっているんだという感じで、予算をぶんどって、それで頑張ってもらえないかなど。NHKのお昼近くの築地市場からこういう野菜が今は旬で、こういうのがいいよと言っていますけども、あれじゃだめなんです。こういうふうには多少虫食っていたって、安全で美味しいんだよという報道がされるといいなと思っているんですけど、大臣、いかがでしょうか。

○野村 わかりました。大臣、どうでしょうか。

○泉大臣 ありがとうございます。ウォッチャーの方がずいぶんお出でいただいているようでございますが、本当に日々ご苦勞いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

予算をとって、政府広報でしっかりやれというご意見でございます。これは今日いただいた中で、一番私にとっては重たいご提言でございますが、政府広報としては一般のテレビだけではなくて、他の手段を使ってやっております。ただ、どうしても一般のテレビの方が、あるいはマスコミ週刊誌の方が皆さんの目に入りやすいという点はございます。お金をかけないで周知させることも、もう一回知恵を絞らせていただきたいと思いますので、どうぞしばらく時間を貸していただければ、あるいは大目に見ていただければと思います。ありがとうございます。

○野村 それでは大変残念ですが、時間がすでにオーバーしてしまいました。本当に申し訳ないとは思いますが、また、こういう機会を設けられれば、と思います。これで今日のパネルディスカッション、および意見交換会を終えたいと思います。様々なご意見をありがとうございました。また、パネラーの皆さん、大臣、委員長、ありがとうございました。パネラーの皆さん、大臣、委員長にひとつ盛大な拍手をお願い致します。ではマイクを進行役にお返ししたいと思います。

○小平 皆さま、ありがとうございました。皆さまにはちょっと申し訳ないんですけども、泉大臣、今後の予定がございますので、一足先に退席をさせていただくこととなります。大臣、本当にありがとうございました。

○泉大臣 どうもありがとうございました。

○小平 最後にお願いが若干ございます。冒頭にも申し上げましたが、アンケートが中に入っております。大変ご足労とは思いますが、ご記入の上、出口の回収箱をお願いしたいと思います。また、食品安全委員会は先ほど言いましたように、食の安全ダイヤルを設けておりますので、もしご意見やご質問等あれば、そちらの方におかけいただければと思います。それから、中に資料が入っていましたが、現在委員会では食品安全モニターという、意見を私どもに伝えていただく方を募集しております。もしよろしければ、まわりの方にも「こういうものがありますよ」とお伝えいただければと思います。更に、先ほどお話にありましたように、「メールマガジン」と言いまして、インターネットで情報を発信しているものがございますので、またご利用いただければと思います。

大変長い時間にわたりましてお付き合いをいただきまして、ありがとうございました。円滑な進行にご協力をいただきましたことを、改めて御礼申し上げて、これで本日の会議を終わりにしたいと思います。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

午後4時10分 終了